

静岡県告示第719号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年11月14日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年4月30日農林水産省告示第605号（三に係るものに限る。）

昭和45年12月23日農林省告示第1943号（一に係るものに限る。）

2 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、賀茂農林事務所及び東伊豆町役場に備え置いて縦覧に供する。）